

令和5年5月

保護者の皆様へ

富山市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の「治ゆ報告書」について

日頃より本市の感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が、5月8日以降5類感染症に移行するとともに、学校保健安全法上でインフルエンザと同じ第2種感染症に位置づけられたことから、今後は、保護者の記入による「治ゆ報告書」を提出いただくこととなります。

つきましては、お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、次のとおりご対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 電話または保護者連絡アプリ（tetoru）で学校（園）にご連絡ください。
 - ・お子様が感染したことをお知らせください。その際、症状や、発症日、登校再開の日安などをお聞かせください。
 - ・法令の規定により、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで「出席停止」となります。その期間は、欠席日数には含まれません。
 - ・無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで「出席停止」となります。
- 2 新型コロナウイルス感染症「治ゆ報告書」を記載してください。
 - ・裏面の記載例を参考に、保護者が記載してください。（医師が記入する書類ではありません。）
 - ・用紙が必要な場合は、学校や富山市のホームページからダウンロードしてください。
- 3 登校を再開する際に、お子さんを通して「治ゆ報告書」を学校に提出してください。
 - ・発症日から10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性あることから、不織布マスクを着用するなど、周囲への配慮をお願いします。



【問合せ先】
学校保健課保健係
TEL 443-2136（直通）